石島会計メモ

２０２６年３月号

中央区日本橋本石町 4-5-12
友泉本石町ビル３階
石島公認会計士事務所
(03)3275-1311
発行責任者　石島慎二郎

令和８年４月から変わること

税制や社会保険関係で変更項目は多く、適用時期も異なりややこしいので、今回は令和８年４月から変わることに着目して整理したいと思います。

法人の税金関連

①賃上げ促進税制の見直し

大企業は 2026 年４月１日以降、中堅企業は 2027 年４月１日以降開始事業年度から適用できなくなります。中小企業向けは継続しますが、教育訓練費を増加させた場合に控除が上乗せされる措置が、令和８年４月１日以降に開始する事業年度から適用できなくなる見込みです。

②「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」の延長

中小企業者等が少額の資産を取得したとき一時に費用化できる特例が延長され、対象資産が 30 万円→40 万円に拡大されます。

こちらは施行日後～令和 11 年３月 31 日に適用となる予定です。施行日が４月１日とすると、12 月決算の場合では１～３月取得分は 30 万円、４～12 月取得分は 40 万円が基準となり、同一年度に２つの要件が混在します。

そのほかの注意点としては、適用を受けることができるのは取得価額のうち 300 万円に達するまでとの上限があることです。

所得税関連

マイカー通勤に係る通勤手当の非課税限度額について、昨年 11 月に増額されましたが、令和８年４月１日以後に受けるべき通勤手当について、さらに拡大されます。

長距離（65km 以上）の分に関して最大 34,800 円の非課税限度額引き上げが行われます。また、駐車場等を利用する場合に上限 5,000 円の非課税枠も適用されるようになります。

社会保険・年金関連

①子供・子育て支援金、介護保険引き上げ

これまで、健康保険料・介護保険料と厚生年金保険料が給与から天引きされていたかと思いますが、これらに加えて「子供・子育て支援金」の徴収が開始されます。令和８年４月分（5 月納付分）から適用されます。

協会けんぽや健保組合、共済の場合は全国一律 0.23%の率であり、労使折半で個人負担は0.115%、会社負担が0.115%となります。国民健康保険の場合は、所得等に応じて上乗せされることになります。こども家庭庁の推計では、健保組合で約 550 円/人、国民健康保険で約 300 円/世帯、後期高齢者医療で約 200 円/人が支援金の平均月額とされています。

また、40 歳以上が負担する介護保険料率は協会けんぽで 0.03%引き上げとなるなどありますので、加入する組合によっては負担がより増します。

②雇用保険

一方で、令和 8 年 4 月から雇用保険料率の 0.1%引き下げが予定されています。折半なので、労働者負担分も 0.05%下がることになります。結局、人によって異なりはしますが、①の負担増と②の負担減で、横ばいまたは微増となりそうです。

③在職老齢年金

厚生年金に加入し 65 歳以上で働いて一定の収入（賃金＋年金）があると年金がカットされてしまう制度ですが、このカットされる基準が令和 8 年 3 月までは 51 万円ですが、令和８年４月からは 65 万円となります。

各所で働き手が不足している現在ですから、少しでも働き控えをおさえてもらいたいとする緩和策となっています。

他の改正事項も順次施行

他にも、所得税では NISA の年齢制限撤廃など、消費税では 2 割特例終了→3 割特例の開始など、様々な改正事項はありますが追って施行されていくことになります。変更点が数多くフォローしていくのが大変ですが、慌てずに順次対応していけるようポイントをおさえていきましょう。